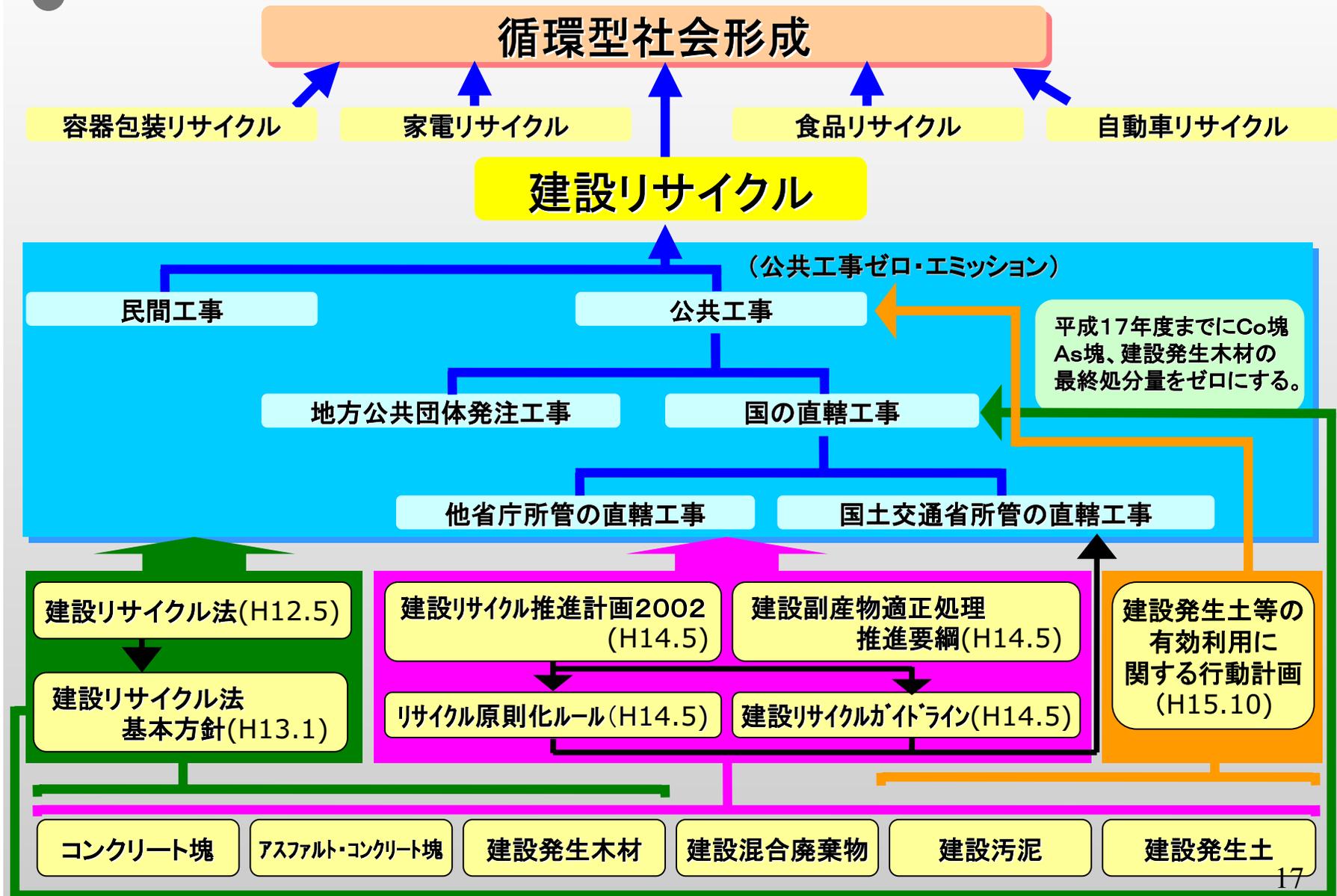


3. 建設リサイクルに関する取組

循環型社会形成推進のための法体系



循環型社会形成推進のための取り組み



建設リサイクル法の概要

分別解体等及び再資源化等の義務付け

一定規模以上の工事、特定建設資材を対象

発注者・受注者間の
契約手続きの整備

工事の事前届出、分別解体
費用等の適正な支払い

解体工事業者の
登録制度の創設

適正な解体工事の実施、
施工技術の確保

基本方針の策定

再資源化等に関する目標の設定等

罰則規定

対象建設工事の規模基準

(建設リサイクル法施行令第2条)

- 対象建設工事: 一定規模以上の解体工事、新築工事等

- 一定規模 [政令]

建築・解体: 床面積 80m^2

建築・新築: 床面積 500m^2

建築・修繕・模様替 金額 1億円

土木工作物: 金額 500万円

[都道府県条例での上乗せ基準の規定が可能]

- 解体 80m^2 建築物解体によって生じる廃棄物の95%カバー
- 新築 500m^2 80m^2 の解体と同量程度の廃棄物
- 修繕・模様替1億円 80m^2 の解体と同量程度の廃棄物
- 土木500万円 建築(民間主体)より高い捕捉率

特定建設資材の指定 (建設リサイクル法施行令第1条)

- 特定建設資材

コンクリート(プレキャスト版などの二次製品を含む)、
木材、アスファルト・コンクリート

- 特定建設資材廃棄物(特定建設資材が廃棄物になったもの)

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、
建設発生木材(抜根、伐採材を除く)

- その再資源化が、資源の有効利用及び廃棄物の減量に大きく寄与するもの

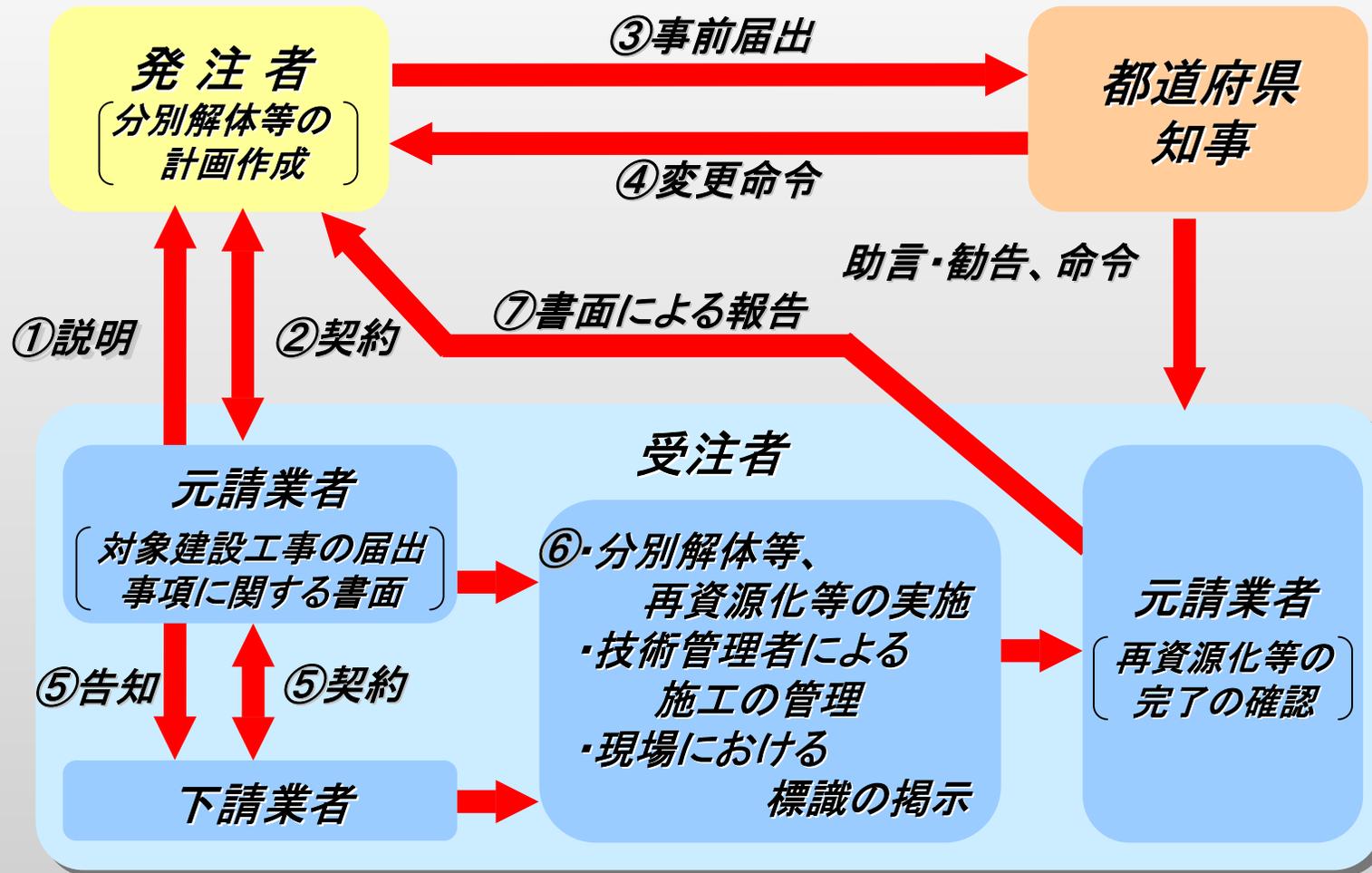
特定建設資材3品目で建設廃棄物排出量の8割

- 再資源化技術が確立・普及しており、再資源化を義務付けることが、過度の負担とならないもの

再資源化施設が整備されている

- 他の品目(石膏ボード、塩ビ管等)については、
将来の検討課題

発注者・受注者間の契約手続の整備



解体工事業者登録制度の創設

平均的な解体工事の請負金額は30坪で約100万円であり、建設業許可が不要

無許可、無登録で、技術力のない者、不良業者が容易に参入可能

- ・ミンチ解体等、不適正な施工
- ・不法投棄等

- ・知事による解体工事業者登録
- ・技術管理者の選任

建設業法

500万円未満の建設工事のみを請負う業者は建設業許可不要

機械さえあればミンチ解体で解体工事が可能

不良業者の参入抑止と追跡を可能にする必要

平成13年5月30日施行

建設リサイクル推進計画2002の概要

建設リサイクル推進計画の概要

推進計画2002(目標年度平成17年度)

国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする計画として策定。

H12に制定された「循環型社会形成基本法」及びH13に制定した「建設リサイクル法基本方針」に基づき、①排出抑制の推進、②分別解体の推進、③再資源化等の推進、④適正処理の推進、⑤再使用・再生資材の利用推進、⑥技術開発の推進、⑦理解と参画の推進の観点から行動計画を分類して記載。

<基本理念>

- ① 循環型社会経済システムの構築が必要である。
- ② 他産業と連携した取り組みが重要である。
- ③ 建設リサイクルの量から質への転換が必要である。

建設リサイクル推進計画の実施主体と対象

国土交通省所管公共工事を対象としています。(地方公共団体、関係建設業団体へも協力依頼を通知)

建設リサイクル推進計画2002の目標

数値は、再資源化・縮減率(建設廃棄物)、有効利用率(建設発生土)

	廃棄物全体	Co塊	As塊	建設発生木材	建設混合廃棄物	建設汚泥	建設発生土
推進計画97'	80%	90%	90%	90%	50%	60%	—
平成14年度実績	92%	98%	99%	89% うち再資源化率61%	排出量対H12年度31%削減	69%	65% ^{※1}
平成17年度目標	88%	96%以上	98%以上	90% うち再資源化率60%	排出量対H12年度25%削減	60%	80% ^{※1※2}
()は22年度参考	(91%)	(96%以上)	(98%以上)	(95% うち再資源化率65%)	(排出量対H12年度50%削減)	(75%)	(95%) ^{※1※2}

※1:対象は公共工事のみ

※2:建設発生土に関しては、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」での目標値

建設副産物適正処理推進要綱の概要

(参照:H14.5.30付 国土交通事務次官発「建設副産物適正処理推進要綱の改正について」)

建設副産物適正処理推進要綱とは

発注者及び施工者が建設リサイクルをはじめとする建設副産物を適正に処理するために必要な基準等を集約したもの

- 第1章「総則」: 本要綱の目的、語句の定義、基本事項等
- 第2章「関係者の責務と役割」: 各主体ごとの責務と役割
- 第3章「計画の作成等」: 計画から工事完了までの事務の流れと必要な
手続等
- 第4章「建設発生土」: 工事の施工にあたっての建設発生土の扱い
- 第5章「建設廃棄物」: 工事の施工にあたっての建設廃棄物の扱い
- 第6章「建設廃棄物ごとの留意事項」: 建設廃棄物の再資源化等、処理
に関する事項

リサイクル原則化ルール

(参照:H14.5.30付 大臣官房技術調査課長・大臣官房公共事業調査室長・大臣官房官庁営繕部営繕計画課長
総合政策局事業総括調整官発 「公共工事における再生資源活用の当面の運用について」)

- 国土交通省所管の直轄事業(受託工事含む)に適用
- 経済性にかかわらず実施(原則化)
- 指定副産物の工事現場からの**搬出**
 - コンクリート塊、アスコン塊、建設発生木材
再資源化施設への搬出を義務付け
(建設発生木材については、縮減で足りる場合も規定)
 - 建設発生土
50km以内の他の建設工事(民間含む)へ搬出
- 再生資材等の**利用**(工事に要求される品質を考慮した上)
 - 再生骨材 40km以内に再資源化施設があれば利用
 - 再生アスコン 40kmかつ1.5時間以内であれば利用
 - 建設発生土 50km以内の他の建設工事から流用

建設リサイクル法に基づく再資源化等の義務化
(土木工事
500万円以上
新築建築工事
500m²以上
建築解体工事
80m²以上)

建設リサイクル法基本方針
「再生資源により得られた物の公共事業での率先利用」に同じ

建設リサイクルガイドライン

(参照:H14.5.30付 大臣官房技術調査課長・大臣官房公共事業調査室長・大臣官房官庁営繕部営繕計画課長
総合政策局事業総括調整官発「建設リサイクル推進に係る実施事項について」)

公共工事発注者としての責務を徹底するため次の3点についてとりまとめたもの(国土交通省所管の直轄事業(受託工事含む)を対象とする)

- ①計画・設計段階におけるリサイクル計画の策定
- ②工事事務所においてリサイクルの徹底に向けた検討体制の強化
- ③リサイクル実施状況のとりまとめ

